

FASB 発行者による 金融商品会計における持分概念の規定

—FASB マイルストーン・ドラフト「一つの構成要素からなる
金融商品およびその他の金融商品の分類（案）」について—

志 賀 理
(同志社大学商学部助教授)

I FASB 負債証券と持分証券に係る会計処理プロジェクトの経緯

FASB は 1986 年に始まった金融商品会計プロジェクトの一つとして、負債証券と持分証券の区別に関する諸問題を取り扱うプロジェクトに着手してきた。そのプロジェクトにおいて、FASB はまず、1990 年に FASB ディスカッション・メモランダム『負債証券と持分証券の区別と、両方の特徴を有する証券に関する会計処理』を公表し、1997 年にディスカッション・メモランダムで生じた諸問題の検討を再開させた。その検討を経て、2000 年 10 月に FASB ステイトメント公開草案『負債、持分、もしくは両方の特徴を有する金融商品に関する会計処理』（以下、「公開草案」と略称する）が公表された。

公開草案は (a) 負債の特徴を有するが、実務上は財政状態表で完全に持分として、もしくは負債の部と持分の部の間のいずれかで表示されている金融商品、(b) 持分の特徴を有するが、実務上は財政状態表で負債の部と持分の部の間で表示される金融商品、(c) 負債と持分との両方の特徴を有するが、実務上は完全に負債として、もしくは完全に持分として分類される金融商品、さらに、(d) 持分株式を発行する義務を含むある種の金融商品を、発行者が財政状態表でどのように分類すべきかについて、作成者、監査人、規制者などによって表明された懸念に¹ 応えるために開発されたものであるという。

その公開草案の主な内容は、たとえば、発行した持分株式を将来に資産を譲渡することによって償還する義務を組み込んでいる定時償還優先株などは負債として分類し、将来に持分株式を発行するある種の義務を組み込んでいる金融商品も負債として分類することを要求するものであった。また、転換社債は社債の償還による資産を譲渡する義務と、転換オプションが行使された場合に持分株式を発行しなければならない義務と、その構成要素に分解し、発行時に負債と持分とに分類することを要求するものであった。² それと同時に、持分株式を発行するある種の義務を負債として解釈するために、FASB 公開草案『負債の定義を変更するための FASB 概念ステイトメント第 6 号改正案』を公表し、負債の定義を改正することも提案していた。

FASB は公開草案を再検討した結果、2003年5月にFASBステイトメント第150号『負債と持分の両方の特徴を有するある種の金融商品に関する会計処理』（以下、「ステイトメント第150号」と略称する）を公表した。ステイトメント第150号は、公開草案で提示した適用範囲のうち、負債として分類する金融商品、すなわち、定時償還金融商品、資産を譲渡することによって発行者の持分株式を買い戻す義務を組み込んでいる金融商品、および発行者の持分株式を発行する義務を組み込んでいる金融商品の三つのクラスに適用を限定したものである。負債と持分の要素から構成される転換社債のような金融商品や連結子会社における少数株主持分の処理に係る問題については、解決するに至らず、継続審議となっている。また、概念ステイトメントの第6号の改正も、それらの諸問題を解決するまで延期されることになった。しかし、FASB は明確かつ解決可能な実務上の問題をもつ金融商品についてガイダンスを提供することのほうがタイムリーかつ必要であるとして、公開草案よりも適用範囲を限定したステイトメント第150号を公表したのである。³

しかし、ステイトメント第150号の規定を適用した結果、ある種の問題が生じ、その問題を再検討するまで、その規定の適用を延期することになった。その問題となっている規定のうちの一つは、ステイトメント第150号が負債として分類することを要求した定時償還普通株式であるという。⁴

FASB は負債証券と持分証券の会計処理プロジェクトの最終目的を、すべての金融商品に対する分類を提示する包括的な会計基準を開発することとして、公開草案からステイトメント第150号の公表に至るまでを当該プロジェクトの第一段階と位置づけ、第二段階では、ステイトメント第150号の範囲内にある金融商品に係る会計処理に関する諸問題を再検討し、さらには、第150号で提言されていないある種の金融商品（複合金融商品）に係る会計処理を検討することとしている。⁵

当該プロジェクトの第二段階はいくつかのステップに分割され、その一つのステップとして2005年7月にマイルストーン・ドラフト『一つの構成要素からなる金融商品およびその他の証券に係る分類（案）』（以下、「ドラフト」と略称する）が公表された。

そこで本稿では、ドラフトの内容を考察することによって、FASB の負債証券と持分証券の会計処理の方向性を検討する。

Ⅱ マイルストーン・ドラフトの基本的アプローチ

(1) 基本的アプローチ

ドラフトは一つの構成要素からなる金融商品（Single-Component Instrument）について、分類原則を提示したものである。それらの金融商品进行分类するための原則は、所有主持分／決済アプローチ（an Ownership-Settlement Approach）にもとづいているという。所有主持分／決済

アプローチとは、当該金融商品がいかなる形態の所有主持分を表すかという経済的特徴と、最終的な決済形態との二つの要因にもとづいて、金融商品进行分类するというものである。FASBは、この所有主持分／決済アプローチによって、財務諸表の利用者に流動性と所有主持分に関連する有用な情報を提供することが可能となり、また、次のステップで提言される複合金融商品に係る会計処理の基礎としても用いられるとしている⁶。

(2) ドラフトで用いられる基本的概念

ドラフトでは一つの構成要素からなる金融商品进行分类するための所有主持分／決済アプローチを適用するさいに、以下の概念（用語）を導入している⁷。

①証券の決済（Settlement）

金融商品の決済とは、会社清算時における報告実体の純資産の分配以外の、対価の授受による当該報告実体の義務もしくは権利の消滅を表すという。たとえば、オプションの場合は、権利行使による対価の授受が決済を表し、オプションが未行使のまま終了（権利消滅）した場合は、それは決済ではない。なぜなら、一般的に、終了時には何ら対価が授受されないからであるという。

②決済要件（Settlement Requirement）

決済要件とは、一方の当事者に決済することを義務づけ、もう一方の当事者には決済を受ける権利を与える。その権利には、条件付権利も含まれる。保有者に会社清算時にのみ発行者の純資産に対する権利を与える証券は、決済要件を有していないという。

③最終決済（Ultimate Settlement）

最終決済とは、ある証券の条項によって要求される一連の決済のうちの最終段階を表すという。たとえば、永久的普通株式を購入することができるワラントでもって決済される証券は、中間の決済（当該証券の決済によるワラントの授受）と最終決済（ワラントの行使による永久的普通株式の取得）を有している。

④取引相手（Counterparty）

取引相手とは、ドラフトの範囲内にある金融商品に対する報告実体以外の当事者を意味し、当該証券の保有者もしくは発行者となるという。持分証券に関しては、取引相手は一般的に、当該証券の保有者、たとえば、普通株式の保有者である。しかし、ある種の持分証券に関しては、取引相手が発行者となる場合もある。たとえば、報告実体の株式についてのプット・オプションを報告実体が保有している場合、当該プット・オプションの発行者が取引相手となる。その契約条項は、取引相手に対して報告実体の株式を購入することを要求できる権利を報告実体に与える。

⑤取引相手の清算価値（Counterparty's Payoff）

取引相手の清算価値とは、初期の純投資額を考慮に入れない、決済時点における当該取引相

手のポジションの公正価値を意味するという。たとえば、実体がオプション契約もしくは先渡契約を締結した場合、取引相手の清算価値は、行使価格もしくは契約価格と決済時点の株式の公正価値との差額（本源的価値）に等しくなる。同様に、実体が定時償還株式を発行した場合、取引相手の清算価値はそれらの株式の償還価額に等しくなる（決済時点における現金額もしくは他の対価の公正価値）。

Ⅲ マイルストーン・ドラフトにおける分類要件

(1) 分類要件

ドラフトの範囲にある証券の分類は、所有主持分／決済アプローチ、すなわち、当該証券が (a) 決済要件を有しているか、あるいは (b) 所有主持分証券かによって決定される。このアプローチによって、ドラフトは持分の特徴を有する三つの形態の証券を明確にしている。一つは永久証券（Perpetual instruments）、二つ目は直接的所有主持分証券（Direct ownership instruments）、三つ目は間接的所有主持分証券（Indirect ownership instruments）である。ドラフトは以下のように、報告実体の財務諸表上で、それらの証券の特徴に合致する金融商品を持分として、それ以外の金融商品を負債もしくは資産として分類することを要求している。

永久証券と直接的所有主持分証券の発行者は、それらの証券を持分として分類する。取引相手の清算価値が直接的所有主持分証券に連動し、かつ、それと同じ直接的所有主持分証券でもって決済もしくは最終決済される間接的所有主持分証券の発行者もしくは保有者は、それらの証券を持分として分類する。それ以外のドラフトの適用範囲にある他のすべての証券は、負債もしくは資産として分類することを要求している。⁸

(2) 永久証券の分類

永久証券とは決済要件を持たず、会社清算時に発行者の純資産の一部に対する権利を保有者に与える証券である。その例として、普通株式や優先株などがある。永久証券は、それらが以下で示す直接的所有主持分証券の特徴に合致しない場合でも、持分として分類される⁹。また、決済要件をもたないが直接的所有主持分証券の特徴に合致する証券もある（図表1例示①参照）。

(3) 直接的所有主持分証券の分類

直接的所有主持分証券とは、以下の二つの特徴を有する証券であり、持分として分類することを要求している。¹⁰

- a. 当該証券が会社清算前もしくは会社清算時のいずれかにおいて、その株式に比例した実体の純資産に対する請求権を表していること。ただし、その請求権は制限も保証もされていないこと（すなわち、純資産がゼロの場合を除いて、下限も上限もないこと）。公正価値で償還可能な証券はこの特徴に合致する。帳簿価額で償還可能な証券もしくは帳簿価額にもとづくフォーミュラについても、(1) 当該証券に関して活発な市場がない場合、あるいは(2) 当該証券が報告実体とのみ交換できる場合には、この特徴に合致する。
- b. 当該証券によって表された請求権は、その分類の決定がなされたときの日において、発行者が会社清算するとした場合、他の請求権よりも優先権はない。

上記の特徴 a について、直接的所有主持分証券の必然的特徴は、当該証券が、会社清算以前かあるいは清算時のいずれかにおいて、株式に比例した実体の純資産に対する請求権（制限もしくは保証もない）を表すことである。しかし、たとえば、決済もしくは会社清算によって一定額の配当プラス額面金額が支払われるような証券の場合、制限されたりターンを有するために、当該証券は、直接的所有主持分証券の特徴 a に合致しないとしている¹¹（図表 1 例示②参照）。

また、公正価値で償還可能な証券は、実体の純資産額だけに制限されている実体の純資産に対する請求権を有しているが、何ら保証されておらず、もっとも下位の証券である場合、当該証券は決済要件にかかわらず、持分として分類される¹²（図表 1 例示③参照）。

帳簿価額で償還可能な証券は、当該証券に関して活発な市場がなく、当該証券が報告実体とのみ交換される場合には、特徴 a に合致する。たとえば、それぞれのパートナーの早期退職もしくは死亡によって帳簿価額で償還可能なパートナーシップ持分を発行する非公開会社は、この特徴に合致する。それは当該証券の保有者が、公正価値による償還と同じように、上限もしくは下限なしに持分に比例した実体の純資産に対する請求権を有しており、当該証券はパートナーシップ内でのみ交換可能であるからである。パートナーシップ持分が直接的所有主持分証券の二つの特徴に合致する場合、当該証券は決済要件にかかわらず、持分として分類される¹³（図表 1 例示④参照）。

上記の特徴 b、すなわち、保有者の請求権の優先権について、直接的所有主持分証券の必然的特徴は、実体が評価日で会社清算するとした場合、他の請求権以上に優先権を持たない実体の純資産に対する請求権を意味するという。換言すれば、評価日において会社清算を仮定した場合に、直接的所有主持分証券よりも下位の証券がないということである。¹⁴

以上のようにドラフトは、所有主持分／決済アプローチにもとづいて持分として分類する金融商品を規定している。決済要件のない発行企業の純資産に対する請求権を有する証券を永久証券とする。さらに、決済要件の有無にかかわらず、それが発行企業の純資産に比例した請求権を有し、他の請求権よりも優先権がない証券は、直接的所有主持分証券として分類される。それゆえ、永久証券であっても直接的所有主持分証券の特徴に合致する証券もある。しかし、

定時償還株式のように決済要件を持ち、発行企業の純資産に対する請求権を有する証券については、ある一定の条件を満たした証券のみが直接的所有主持分証券として、持分¹⁵に分類されることになる。すなわち、直接的所有主持分証券は決済要件がある場合には、発行企業の純資産に対する請求権が保証されておらず、発行企業の純資産（あるいは株価）と比例した取引相手の清算価値を有し、他の請求権よりも優先権がない場合のみが、持分として分類される。この要件は、直接的所有主持分証券という一つのクラスを導入することにより、持分として分類する証券を、当該証券の保有者と発行企業とが所有主持分関係を構築する場合に限定したのである。

ドラフトは以下の図表1のように、取引相手の清算価値と発行企業の株価との関係から、分類要件の適用例を示している。

図表1 直接的所有主持分証券の分類要件の適用例

一つの構成要素からなる証券例	取引相手の清算価値	分類	分類要件の適用
① 普通株式		持分	永久証券および直接的 所有主持分証券
② 資産をもって固定価格で決済される定時償還株式		負債	決済要件をもちかつ所 有主持分証券でないこ と
③ 資産をもって公正価値で決済される定時償還可能なもつとも下位の所有主持分		持分	決済要件を有する直接 的 所有主持分証券
④ 資産をもって帳簿価額にもとづくフォーミュラあるいは帳簿価額で決済される定時償還可能なもつとも下位の所有主持分		持分	決済要件を有する直接 的 所有主持分証券

(4) 間接的¹⁵所有主持分証券の分類

間接的¹⁵所有主持分証券とは、以下の三つの特徴すべてを有する証券である。以下の特徴に合致し、報告実体が発行もしくは保有している間接的¹⁵所有主持分証券で、かつ、その清算価値が

直接的所有主持分証券に依拠し、それと同じ直接的所有主持分証券で決済もしくは最終決済される場合¹⁶にのみ、持分として分類することを要求している。

- a. 当該証券は永久的ではない。
- b. 当該証券は直接的所有主持分証券の特徴のうちの一つあるいは両方を欠いているが、直接的所有主持分証券の公正価値に依拠し、かつ、それと同じ方向で変動する決済時の取引相手の清算価値を有している。
- c. 当該証券は以下の事柄に依拠する偶発的な行使規定を含んでいない。すなわち、(1) 報告実体の直接的所有主持分証券に関する市場以外の観察可能な市場、あるいは(2) 報告実体自体の業務（たとえば、報告実体の収益）に関連して単独に計算もしくは測定される指標以外の観察可能な指標。そのような偶発的行使規定を含んでいる証券の例として、S & P 500がある一定のレベルに達した場合にのみ行使することができる、報告実体の株式を購入するオプションが挙げられる。偶発的行使規定は、決済時点における取引相手の清算価値に影響を与える規定を含んでいない。

上記の三つの特徴を有する間接的¹⁶所有主持分証券であって、報告実体が発行もしくは保有している間接的¹⁶所有主持分証券は、決済あるいは最終決済のいずれかが、間接的¹⁶所有主持分証券の清算価値が直接的¹⁶所有主持分証券にもとづき、それと同じ直接的¹⁶所有主持分証券を譲渡することを一方の当事者に要求する場合、持分として分類される。その例として、現物決済もしくは株式による差額決済される売建先渡契約（図表2例示①②参照）や売建コール・オプション（図表2例示③④参照）と買建プット・オプション（図表2例示⑤参照）がある。

たとえば、実体が固定価格でその直接的¹⁶所有主持分証券を固定数発行することを要求できる権利を取引相手に与える実体の自社株についての売建コール・オプションは、以下のように間接的¹⁶所有主持分証券の三つの特徴に合致する。すなわち、(a) 保有者が当該オプションを行使した場合、報告実体が株式を発行することを要求されること、(b) 実体の株式の公正価値が上昇すれば、オプションの取引相手の清算価値も上昇すること、(c) 当該オプションが偶発的な行使規定を含んでいないことである。しかし、売建コール・オプションは直接的¹⁶所有主持分証券ではない。なぜなら、当該オプションが行使されるまで、それは報告実体の純資産に対する請求権¹⁷を有さないからである。したがって、売建コール・オプションは、間接的¹⁶所有主持分証券として持分に分類される。

しかし、上記の三つの特徴に合致する間接的¹⁶所有主持分証券であるが、間接的¹⁶所有主持分証券の決済あるいは最終決済が直接的¹⁶所有主持分証券を譲渡することではなく、資産を譲渡することによって決済される場合、その間接的¹⁶所有主持分証券は資産もしくは負債として分類される。その例として、差金決済される売建先渡契約は報告実体のポジションによって負債もしくは資産（図表2例示⑥参照）、差金決済される売建コール・オプションは負債（図表2例示⑦参照）、買建プット・オプションは資産（図表2例示⑧参照）として分類される。

図表2 間接的所有主持分証券の分類要件の適用例

一つの構成要素からなる証券例	取引相手の清算価値	分類	分類要件の適用
① 報告実体の株式についての(固定価格で)現物決済される売建先渡契約		持分	清算価値が直接的所有主持分証券に依拠し、それと同じ直接的所有主持分証券で決済される間接的所有主持分証券
② 報告実体の株式についての(固定価格で)株式による差額決済される売建先渡契約		持分	清算価値が直接的所有主持分証券に依拠し、それと同じ直接的所有主持分証券で決済される間接的所有主持分証券
③ 報告実体の株式についての現物決済される売建コール・オプション(もしくはストック・オプション)		持分	清算価値が直接的所有主持分証券に依拠し、それと同じ直接的所有主持分証券で決済される間接的所有主持分証券
④ 報告実体の株式についての株式による差額決済される売建コール・オプション(もしくは株式 SAR)		持分	清算価値が直接的所有主持分証券に依拠し、それと同じ直接的所有主持分証券で決済される間接的所有主持分証券
⑤ 報告実体の株式についての現物決済もしくは株式による差額決済される買建プット・オプション		持分	清算価値が直接的所有主持分証券に依拠し、それと同じ直接的所有主持分証券で決済される間接的所有主持分証券
⑥ 報告実体の株式についての(固定価格で)差金決済される売建先渡契約		負債/資産	現金で決済される間接的所有主持分証券
⑦ 報告実体の株式についての差金決済される売建コール・オプション		負債	現金で決済される間接的所有主持分証券
⑧ 報告実体の株式についての差金決済される買建プット・オプション		資産	現金で決済される間接的所有主持分証券

また、株式（直接的所有主持分証券）による差額決済される売建コール・オプションの場合であっても、当該オプションの取引相手の清算価値がある一つのクラスの株式にもとづいているが、異なるクラスの株式でもって決済される場合は、当該売建コール・オプションは負債として分類される¹⁸。

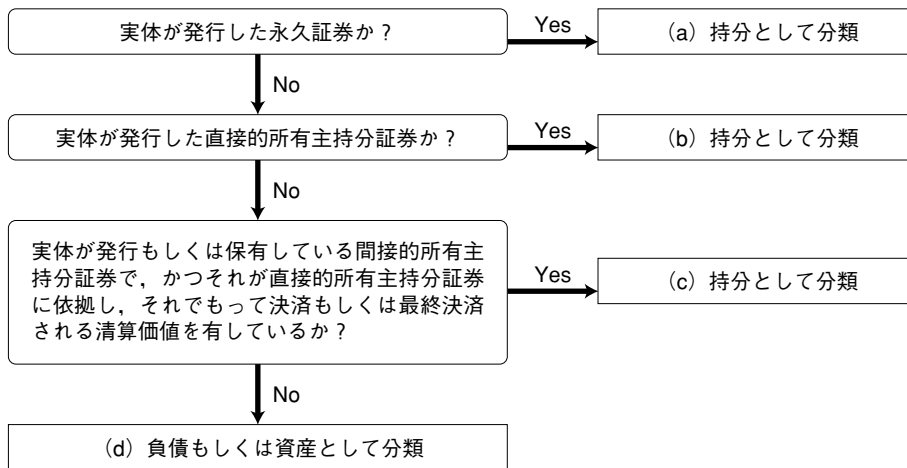
(5) その他の証券

取引相手の清算価値が直接的所有主持分証券に連動し、かつ、それと同じ直接的所有主持分証券でもって決済もしくは最終決済される間接的所有主持分証券は持分として分類される。しかし、ドラフトの範囲内にある以下のような証券は、それらが直接的所有主持分証券の譲渡によって決済されたとしても、負債もしくは資産として分類される。すなわち、(a) 実体の直接的所有主持分証券の公正価値の変動とは逆に変動するか、(b) 当初の固定価額にもとづくか、あるいは (c) 発行者の直接的所有主持分証券以外の何かにもとづく、取引相手の清算価値を有する証券は間接的所有主持分証券の特徴に合致しないために、負債もしくは資産として分類される。その例として、実体自体の株式を買い戻す先渡契約（図表3 例示①参照）、売建プット・オプション（図表3 例示②参照）、および買建コール・オプション（図表3 例示③参照）がある。それらの報告実体が固定価格で株式を買い戻す契約例は、逆の取引相手の清算価値を説明する。すなわち、報告実体の株式の公正価値が下落すれば、当該契約の決済時における取引相手の清算価値は上昇する¹⁹。

図表3 間接的所有主持分証券とならないその他の証券例

一つの構成要素からなる証券例	取引相手の清算価値	分類	分類要件の適用
① 報告実体の株式についての（固定価格で）現物決済もしくは差金決済される買建先渡契約		負債／資産	決済要件をもつが、所有主持分証券でないこと
② 報告実体の株式についての現物決済もしくは差金決済される売建プット・オプション		負債	決済要件をもつが、所有主持分証券でないこと
③ 報告実体の株式についての現物決済もしくは差金決済される買建コール・オプション		資産	決済要件をもつが、所有主持分証券でないこと

図表4 一つの構成要素からなる証券の分類チャート



	決済要件を有しているか?		
	Yes	Yes	No
直接的所有主持分証券か 間接的 所有主持分証券か?	最終決済は直接的 所有主持分証券の譲渡を 要求していない	最終決済は直接的 所有主持分証券の譲渡を 要求している*	
No	負債もしくは資産 (d)	負債もしくは資産 (d)	持分 (a)
Yes-間接的	負債もしくは資産 (d)	持分 (c)	持分 (a)
Yes-直接的	持分 (b)	持分 (b)	持分 (a)

* 間接的
所有主持分証券は、その清算価値がもとづく
同じ直接的
所有主持分証券でもって決済される場合にのみ、持分として分類される。

* (a)~(d) は上記のチャートの分類と対応している。

ドラフトは、ある証券を資産、負債、あるいは持分のいずれかとして分類するかを決定するために、ドラフトで提示された分類要件を図表4のようなチャートと表で示している。²⁰

IV マイルストーン・ドラフトによる持分の規定

以上のようにドラフトは、FASB ステイトメント第150号で負債として分類することを要求した定時償還金融商品のうち、持分として分類する証券を明確にしたものであった。その内容は、所有主持分/決済アプローチを導入することによって、永久証券、直接的
所有主持分証券、間接的
所有主持分証券という三つのクラスの証券を明確にし、それらの特徴に合致する金融商品を持分として、それ以外のものを負債もしくは資産として分類することを要求するというものである。これまでのFASBによる負債証券と持分証券に係る会計処理プロジェクトによって公表されたFASBステイトメント第150号とその公開草案においては、株式を発行する義務を負債であると解釈するなど、負債として分類する証券に焦点があてられていた。それ

に対して、ドラフトは持分として分類する証券を規定したものであり、その内容が意味するものは何であろうか。

FASB は持分について、その概念ステイトメントにおいて以下のように定義している。

「持分もしくは純資産は負債控除後に残っている実体の資産の残余持分である。²¹」

「営利企業において、持分は所有主持分である。それは所有主の権利（もしくは同等物）から生じ、従業員、供給者、顧客、債権者、あるいはその他の非所有主の役割をする者としてよりもむしろ、所有主としての所有主と企業との関係を含んでいる。持分は企業の資産に対する請求権もしくは持分として負債の下位に位置づけられるために、持分は残余持分である。すなわち、(a) 持分は純資産と同じであり、企業の資産と負債の差額であり、さらに (b) 持分は所有主による投資と所有主への分配と同じように、非所有主の源泉から生ずる純資産の増減によっても増大もしくは減少する。²²」

すなわち、概念ステイトメントにおいては、持分は資産から負債を控除した後の残余請求権であり、それは所有主と企業との関係を含んでいるものと概念的に定義づけられていた。

ドラフトでは、その持分概念を具体的に解釈、規定する場面として展開されている。ドラフトは直接的所有主持分証券を持分のもっとも基本的な特徴であると位置づけている。なぜなら、その保有者は、発行企業の活動によって創出される最終的なリスクと報酬を分担し、それらのリスクと報酬はその所有主持分の割合だけに制限され、有限責任会社に関しては、保有者の投資額だけに制限されるからであるという²³。その直接的所有主持分証券の特徴とは、会社清算時だけではなく、会社清算前であっても（すなわち、決済要件があったとしても）、株式に比例した実体の純資産に対する請求権を表し、その請求権は保証されておらず、他の証券よりも優先権がないというものである。取引相手の清算価値が発行企業の株価と同じ方向で変動するという特徴は、公開草案で導入された所有主持分関係を意味し、所有主と企業との関係を具体的に示したものである。つまり、取引相手の清算価値が発行企業の株価と関係なく一定額の場合には、それは債権者と企業との関係に類似するものであり、その証券は所有主持分関係を構築しないために、負債であるというのである。そのような直接的所有主持分証券を基本として、それでもって決済される証券を間接的所有主持分証券として、それを持分として分類する。つまり、当該間接的所有主持分証券の保有者は、直接的所有主持分証券を介して、所有主と同じ利害を有し、決済によって最終的に所有主になるからであるというのである。

そのような特徴をもつ直接的所有主持分証券を持分の基本的な特徴としたことは、概念ステイトメントで設定された持分概念の具体的解釈であり、持分を具体的に規定したものであると考えられる。

注

- 1 FASB, Exposure Draft, Proposed Statement of Financial Accounting Standards, *Accounting for Financial Instruments with Characteristics of Liabilities, Equity, or Both*, October 2000, par. 1.

- 2 公開草案の内容については、志賀 理「FASB 金融商品会計における負債概念の解釈のあり方—FASB 財務会計基準書公開草案『負債、持分、もしくは両方の特徴を有する金融商品に関する会計処理』について」『同志社商学』第54巻第1・2・3号、2002年12月を参照されたい。
- 3 FASB, Statement of Financial Accounting Standards No. 150, *Accounting for Certain Financial Instruments with Characteristics of both Liabilities and Equity*, May 2003, par. B 11. FASB ステイトメント第150号の詳しい内容とその本質的な意味については、志賀 理「FASB 発行者による金融商品会計における負債領域の拡大—FASB 財務会計基準書第150号『負債と持分の両方の特徴を有するある種の金融商品に関する会計処理』について」『同志社商学』第56巻第1号、2004年5月、および志賀 理「FASB 金融商品会計における負債の会計認識領域拡大化」加藤盛弘編『現代会計の認識拡大』森山書店、2005年7月、第8章所収を参照されたい。
- 4 FASB, Milestone Draft, *Proposed Classification for Single-Component Financial Instruments and Certain Other Instruments*, July 2005, p. 3.
- 5 *Ibid.*, par. 4.
- 6 *Ibid.*, pp. 5–6.
- 7 *Ibid.*, pars. 10–15.
- 8 *Ibid.*, pars. 16–18.
- 9 *Ibid.*, par. 19.
- 10 *Ibid.*, par. 20.
- 11 *Ibid.*, par. A 9.
- 12 *Ibid.*, par. A 11.
- 13 *Ibid.*, par. A 12.
- 14 *Ibid.*, par. A 10.
- 15 *Ibid.*, par. A 31.
- 16 *Ibid.*, par. 23.
- 17 *Ibid.*, par. A 26.
- 18 *Ibid.*, par. 24.
- 19 *Ibid.*, par. A 30.
- 20 *Ibid.*, par. A 3.
- 21 FASB, Statement of Financial Accounting Concepts No. 6, *Elements of Financial Statements*, December 1985, par. 49.
- 22 *Ibid.*, par. 60.
- 23 FASB, Milestone Draft, *op. cit.*, p. 5.